

不燃ごみ（もえないごみ）

資源物

使用済
小型家電

可燃ごみ

不燃ごみ

粗大ごみ

プラスチック製
容器包装

有害ごみ

収集できない
ごみ

リサイクルの
森について

その他

出せる もの

主な品目

ガラス製品



●鏡



●電球



●ガラスコップ



●化粧品びん

（飲料用のびん類とは成分が異なりますので、「資源物」には出さないでください）



●板ガラス



●食用油のびん

金属製品

※中身のあるものは、全て抜き取る

●かさ
（布は取り外して「可燃ごみ」に出してください）



●木と金属の複合ハンガー

●使い捨てライター
（ガスは抜いてください）



●はさみ



●なべ



●やかん

かばん類(小型)



●ハンドバッグ



●ランドセル



●リュックサック

小型電気製品

※指定袋に入らないものは、粗大ごみとして出してください(20ページ参照)

●小型扇風機



●アイロン



●家庭用
小型プリンター



陶磁器類



●茶碗・湯呑み



●植木鉢



●皿

出し方のルールとマナー（以下の点に注意してください。）

必ず

不燃ごみ指定袋で
出してください！



不燃ごみ指定袋に入らない場合は**粗大ごみ**として出してください。

- 「傘・LED管」のみ袋から出ていても構いません。
- アルミ缶やスチール缶は「資源物」として出してください。
- 割れたガラス、針、刃物など危険なものは、紙に包んで出してください。
- 木、紙、布、プラスチックの部分は「可燃ごみ」へ出してください。
- 1回の収集に出す量は、1世帯5袋までを目安に出してください。



乾電池・蛍光管・水銀温度計は「有害ごみ」として出してください

使用済小型家電の回収について

小型家電には貴金属・レアメタルが多く含まれており、「都市鉱山」と言われるほど多くの資源が眠っている可能性があります。そのため、小型家電の再資源化は資源の有効利用の観点により重要性を増してきています。

そのため、桑名市においても、使用済小型家電品の回収を進めています。具体的な品目や出し方は10ページを参照してください。

使い捨てライターの処分について

ご家庭で不要になったライターも燃料が残っていると発火の危険性がありますので、処分する際は必ず中身を使い切ってから出してください。

使い捨て ライターの ガスの抜き方



- ①周囲に火の気のないことを確認する。
- ②操作レバーを押し下げる。（着火した場合はすぐに吹き消す）
- ③輪ゴムや粘着力の強いテープで、押し下げたままのレバーを固定する。
- ④「シュー」という音が聞こえればガスが噴出しているので、この状態のまま付近に火の気の無い、風通しのよい屋外に半日から1日放置する。（聞こえない場合は、炎調整レバーをプラス方向に限界まで動かす）
- ⑤念のため着火操作をして、火が着かなければガス抜き完了です。（不燃ごみとして捨ててください）